

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

北海道運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

東北運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

関東運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

北陸信越運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

中部運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

近畿運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

中国運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

九州運輸局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。

国自審第 2 5 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。